

1. 当社旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）の「募集型企画旅行の部」をつぎのとおりに変更する。

（1）別表第一をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

別表第一 取消料(第十六条第一項関係)	
一 国内旅行に係る取消料	
区 分	取消料
(一)次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約	
(略)	(略)
(二)航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用(以下、総称して「航空券取消料等」といいます。)の条件(以下「航空券取消条件」といいます。)及び金額を明示したものを(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ 旅行契約締結後に解除する場合(口からへに掲げる場合を除く。)	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額(以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。)以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内

ホ 旅行開始当日に解除する場合(へに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%又は 旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(三)貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	(略)
備考(一)(略) (二)(略) (三)第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取消料
(一)本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(次項から第四項に掲げる旅行契約を除く。)	
(略)	(略)
(二)本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であつて、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ 旅行契約締結後に解除する場合(ロからホに掲げる場合を除く。)	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ニ及びホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内

ニ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合ホに掲げる場合 を除く。)	旅行代金の50%又は 旅行契約解除時の航 空券取消料等とのい ずれか大きい額以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(三)貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
(略)	(略)
(四)本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	(略)
注 (略)	
備考(一)(略)	
(二)(略)	
(三)第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

(2) 別表第二をつぎのとおりに変更する(下線部が変更及び追加箇所)。

別表第二 変更補償金(第二十九条第一項関係)		
変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
第一号から第六号まで (略)	(略)	(略)
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	(略)	(略)
第八号及び第九号 (略)	(略)	(略)
注一から注四まで (略)		
注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。		

注六 (略)

注七 (略)

2. 当社旅行業約款(標準旅行業約款と同一内容)[※]の「受注型企画旅行契約の部」の別表第二をつぎのとおりに変更する(下線部が変更及び追加箇所)。

別表第二 変更補償金(第三十条第一項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
第一号からで第六号まで (略)	(略)	(略)
七 <u>契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)</u>	(略)	(略)
第八号 (略)	(略)	(略)
注一から注四まで (略)		
注五 <u>第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。</u>		
注六 (略)		

3. 上記1. 及び2. 以外は標準旅行業約款[※]と同一の内容である。

以上